

食安輸発第0526004号
平成21年 5 月 26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

モニタリング検査強化の解除について
(タイ産マンゴー及びその加工品)

タイ産マンゴー及びその加工品については、平成21年3月3日付け食安輸発第0303003号及び平成21年4月3日付け食安輸発第0403002号によりテトラコナゾール及びピリミホスメチルに係るモニタリング検査を強化し実施しているところですが、タイ政府が講じる違反事例に対する改善措置及び現在までのモニタリング検査実績を踏まえ、通常モニタリング検査体制とすることとしたので、本日以降、平成21年3月30日付け食安輸発第0330008号に示す平成21年度輸入食品等モニタリング計画に従い、検査を実施されるようお願いします。

なお、自主検査の対象となっている輸出者等の取扱いについては、従来どおりとします。